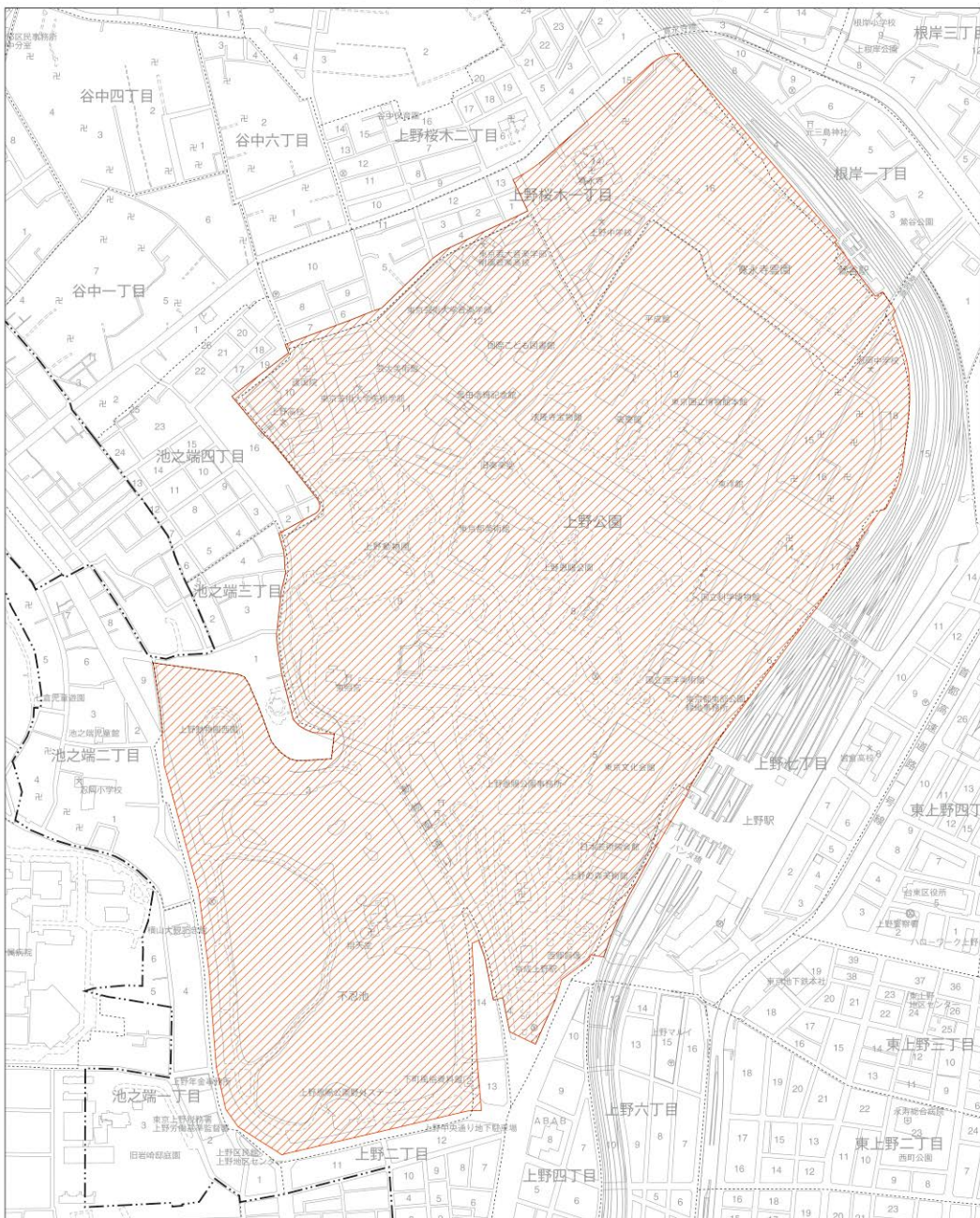


風致地区 指定位置図 (1/10,000)



(風致地区(東京都台東区風致地区条例)内の建築制限)

建べい率 40% 以下	建築物の高さ 15m 以下	壁面の水平距離の制限 道路境界線までの距離 2m 以上 隣地境界線までの距離 1.5m 以上
建築物の位置、意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと		

風致地区内に建築物の新・増・改築等を計画されている方は、原則として区長の許可を受けなければなりません。